



正式名称	リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険・ 団体信用就業不能保障保険	
引受保険会社	複数の生命保険会社による共同引受 (事務幹事会社：富国生命保険相互会社) リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険：左記と同じ 団体信用就業不能保障保険：富国生命保険相互会社	
保険契約者	全国保証株式会社	
加入時年齢	申込時および融資実行時の年齢が 満 20 歳以上満 65 歳未満	申込時および融資実行時の年齢が 満 20 歳以上満 50 歳未満
完済時年齢		満 80 歳未満
加入限度額	1 億円（保障累計額）	
告知書の有効期間	申込日（告知日）から 1 年以内	

ご加入に際して特にご注意いただきたい事項

- 告知日現在、病気やけがにより休職中、休業中の場合は団体信用就業不能保障保険にはご加入できません。（団体信用生命保険契約は査定によりご加入の可能性があります。）
- 被保険者となる方には健康状態などについて告知していただく義務があります。ご加入にあたっては過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がいなど、事務幹事会社である富国生命保険相互会社が「申込書兼告知書」でおたずねする事項について、被保険者となる方ご本人が、事実をありのまま正確に告知してください。故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知した場合には保障開始日から 2 年以内であれば告知義務違反として契約が解除される場合があります。
- 被保険者となる方の現在または過去の健康状態などによっては、ご加入をお断りすることがあります。
- 借換え融資の場合は以下の事項にご留意ください。
 - ・借換え前の保障は終了し、あらためて保険契約にご加入いただくので、借換え前の契約からの継続的な保障はいたしません。
 - ・新規融資にともなうご加入と同様に告知義務があります。
- 告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たな加入のお引受けができなかったり、その告知をされなかつたために解除となり、保険金や給付金のお支払いができない場合があります。

団体信用生命保険契約に関する連絡先

- お手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、まずは金融機関などにお問合わせください。ご加入に際しての「告知方法」に関してご不明な点がある場合は、以下の団体信用生命保険専用電話番号へご連絡ください。

団体信用生命保険
専用電話番号

富国生命保険相互会社
団体信用グループ
0476-47-5378
平日 9:00~17:00 (12/30~1/3 を除く)

※この連絡先は、団体信用生命保険専用窓口です。他の保険商品に関するご照会には対応できませんのでご了承ください。
また、団体信用生命保険への加入申込の結果や保険金支払請求の結果の確認、各種お手続きにつきましては金融機関へお問い合わせください。

全国保証

リビング・ニーズ特約付 団体信用生命保険 (住宅ローン団信) のご案内 +

就業不能保障団信
をプラスすれば、
働けなくなった
ときの備えも！

死亡保障・高度障害保障 ～お客様の大切なマイホームを守ります～



住宅ローンの返済期間中に、保険金や給付金の支払事由に該当した時に、生命保険会社（引受保険会社）から金融機関に対して支払われる保険金、給付金がローン残額の弁済に充当される保険です。

この保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「ご契約内容（契約概要）」、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」、「申込書兼告知書のご記入にあたってご確認いただきたい事項」、「リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明^(注1)」「個人情報の取扱いについて」を必ずご確認ください。

^(注1) 就業不能保障団信にご加入の場合は、「ご留意いただきたい事項」

リビング・ニーズ特約付 団体信用生命保険のポイント (住宅ローン団信)

就業不能保障団信が **プラス** できます

団体信用生命保険ってなに?

家を購入する時に、住宅ローンを組もうとすると、「団体信用生命保険」という保険に出会います



疑問
どうして
必要なんだろう?
どのようなしくみ?
保障の内容は?

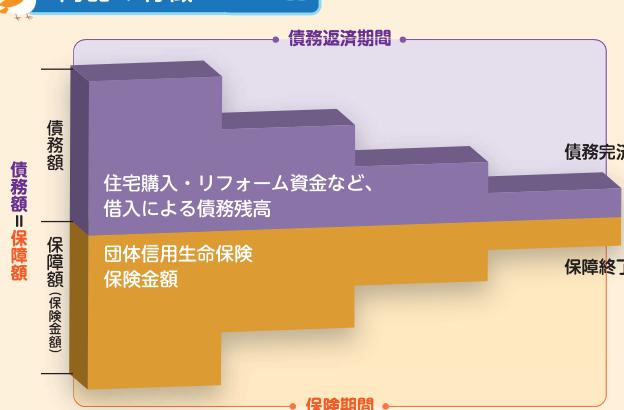


マイホームの購入は、人生でもっとも大きな買い物のひとつです。その際に利用する住宅ローンの返済は、何十年も続きます。返済途中でもしものことが起きたら、残りの住宅ローンはどうすれば良いのでしょうか?返済ができない場合、マイホームはどうなってしまうのでしょうか?

これを解決してくれるのが、団体信用生命保険です

大切なマイホームを守ってくれるのが団体信用生命保険、通称「団信」です。団体信用生命保険は、住宅ローンを利用されている方が返済途中でお亡くなりになったり、高度障害状態等になった場合に、ご本人に代わって生命保険会社が住宅ローンの残高を支払ってくれる、というものです。

商品の特徴



保険金額は
債務残高に応じて
定まります

団体信用生命保険とは、住宅ローンなどを借り入れられた方について、その債務の返済期間中に支払事由に該当された場合に、保険金をもって債務の弁済（債権の回収）を行うため、金融機関などの債権者または金融機関などから融資を受けられた方の債務を保証する保証会社を契約者として運営する団体保険商品です。また、保険金額は債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて遞減します。

保障内容

- 死亡保険金
- リビング・ニーズ特約保険金
- 高度障害保険金

被保険者が死亡した場合に、住宅ローン残高が支払われます。
余命6カ月以内と判断される場合に住宅ローン残高が支払われます。
被保険者が保障開始日以後の傷害または疾病によって、所定の高度障害状態に該当した場合に、住宅ローン残高が支払われます。

就業不能保障団信をプラスすれば、さらに安心

もし、ケガや病気で働けなくなったら…
長期の入院や在宅療養も保障

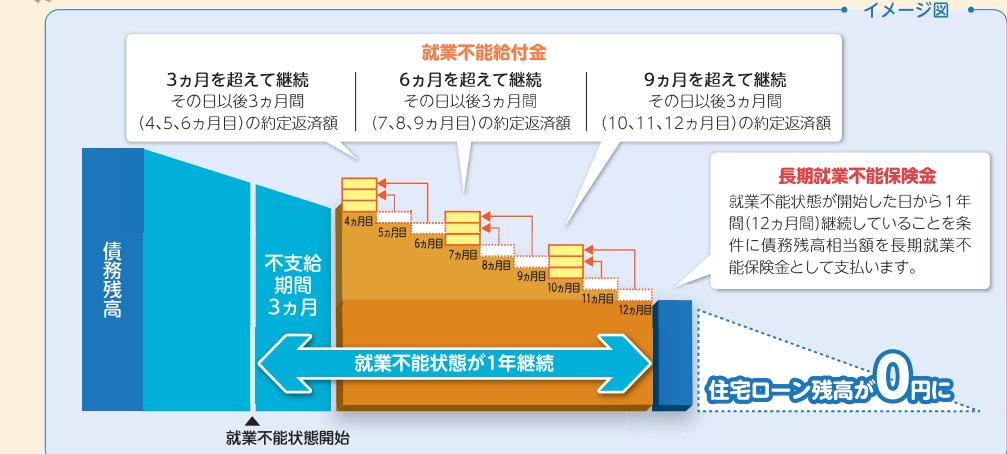
所定の就業不能状態が一定期間
継続した場合、給付金や保険金で
ローン返済をサポート



ケガや病気などの原因を
問わず、働くことができ
なくなるリスクの備えが
できます

※精神障害、薬物依存、妊娠・出産など、
お支払いの対象とならない場合があ
ります。

商品の特徴



保障内容

○就業不能給付金

被保険者が保障開始日以後の傷害または疾病を直接の原因として、所定の就業不能状態に該当し、その就業不能状態が該当した日から起算して3ヶ月、6ヶ月、9ヶ月を超えて継続した場合、超えるごとにその後3ヶ月間の約定返済相当額（ボーナス時返済がある場合、その返済額を含む。）が支払われます。

○長期就業不能保険金

被保険者が保障開始日以後の傷害または疾病を直接の原因として、所定の就業不能状態に該当し、その就業不能状態が該当した日から起算して12ヶ月を超えて継続した場合に、住宅ローン残高が支払われます。

所定の就業不能状態について

「所定の就業不能状態」とは、以下の「入院」または「在宅療養」をしている状態をいいます。

入院 「病院」もしくは「診療所」への治療を目的とした「入院」をしていること
※上記の「病院」もしくは「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

- ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容することのできる診療所
- ②上記①の場合と同等の日本国外にある医療施設

上記の「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院もしくは診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

在宅療養

以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の指示による「在宅療養」をしていること

- ①身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの
- ②身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの